

○議長(森山健一) 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

○知事(溝口善兵衛) 中島議員の御質問にお答えいたします。

最初に、ふるさと納税制度をどのようにとらえ、どのように評価しているかという御質問でございます。

ふるさと納税制度につきましては、都市と地方の税財源の格差がある中で、納税者のふるさとを応援したいという思いを税制上実現する仕組みとしてつくったものと認識をしております。

それから、御指摘のように、地方交付税などの財政力を調整するシステムを補完するような大きな規模は想定されておらず、都市と地方の税財源の格差是正の効果は限定的なものとは当面は見られます。あるいは制度の運用によって変わっていく可能性が全くないではないと思いますけれども、現状ではそうだろうと思いますし、私自身はこの議論がなったときに、余り大きな効果というのはすぐには出ないだろうなという気持ちでございましたので、大体予想したとおりにかなという感じがあります。

しかし、こういう考え方は伝統的な税の理論からすると拒否をされていたもんですね。いわば先ほどの議員の御指摘にありましたように、受益と負担が必ずしも結びつかないことでございますし、またふるさとといったような考え方を税の中に持ち込むというようなこと、あるいは日本は伝統的に財政資金が、本来財政に入るお金が寄附という形で、財政をするしないで使われるということに非常に慎重だったと思います。そういう仕方というのはやや私は古いものだとずっと考えておりました、欧米ではやはり寄附というものが非常に多彩な活動を支えておるわけでございます。日本もだんだん成熟をしまして、財政によって財源を賄うということじゃなくて、寄附を通じて賄う、それによって財政でできない非常に柔軟な仕組み、柔軟な活動を支えるということが出来るわけございまして、時宜にかなったものだと私は評価しているわけでございます。

島根県にとりましては、豊かな自然、文化、伝統など島根の持つ美しさを次の世代に引き継いでいくための取り組みを多くの方々に支援していただける機会が広がったというふうにも思います。県では4月からふるさと寄附金条例を施行しておりますけれども、今後も県外の方々を初め多くの方々に呼びかけていきたいと思っております。

現在はパンフレットをつくりまして、いろんな機会に配布をしておる、あるいはホームページにも載せておりますし、それから県人会などでも配布をしたり、いろんなことをやっております

が、現在のところ 150 万円程度でございまして、そんなにふえておるわけじゃございません。さらに積極的にやったらという、PRをやるべきだという意見もあるのは承知しております。ただ、先ほど議論もございましたが、市町村も熱心にやっておるわけでございますから、そういう動きも見ながら考えていくのが現実的ではないかという気がいたします。

もう一つの御質問は、CO2削減効果の高い森林を利用した全国の企業からの支援や参画が得られる仕組みを推進してはどうかということですが、森林が果たす二酸化炭素吸収機能が全国に及んでいることは正しく評価されるべきであると考えており、企業を含むさまざまな事業者がかかわりながら地球温暖化防止に取り組む必要があると思います。県は企業の森林保全に関する社会貢献活動を支援するため、鳥根企業参加の森づくり制度を創設しており、また全国の企業が森づくり活動に参加するきっかけとなるような林野庁主催のイベント、企業の森フェアに 2007 年から参加をしております。

また、企業から支援や参加を促すためには、社会貢献として森林整備のために支出する経費の税制上の優遇措置を検討したり、また国全体で森林整備を促進するために森林環境税を創設することについて取り組んでいくといったことも必要だというふうに考えているところであります。

それから、市町村の後期高齢者の医療確保に関する法律によりまして、市町村による保健指導が行われることになったわけですが、それに関連しての御質問であります。医療保険者に 40 歳から 74 歳の加入者に対し特定健康診査及び特定保健指導を行うことが義務づけられたわけでありまして、県内の市町村国保におきましては、特定保健指導は市町村の保健師、管理栄養士を活用して実施するところが多いようであります。また、他の保険者の保健指導の受託も市町村に求められております。

国におきましては、特定健診及び保健指導のために市町村に全国ベースで新たに 1,400 人の保健師、管理栄養士の経費を交付税の仕組みの中で措置されたというふうに承知をしております。

議員御指摘の保健師の増員、それに伴う財政支援につきましては、まだ制度が始まったばかりでありまして、特定保健指導の対象者数の状況や市町村の取り組み状況、さらには市町村の意見も踏まえまして、国への働きかけの必要をさらに検討していきたいと考えているところであります。以上であります。

○議長(森山健一) 今井政策企画局長。

〔今井政策企画局長登壇〕

○政策企画局長(今井康雄) 私のほうからは、ふるさと納税についての御質問、2点についてお答えをいたします。

1点目は、ふるさと納税のPRでございますが、もっと力を入れたらどうかという御質問でございます。

先ほど知事のほうからもございました。県は既にホームページでありますとか、あるいはリーフレット、パンフレット作成をいたしました。それから、県人会等でもPRに努めているところでございます。

今後もそういった手法にさらに力を入れて取り組んでまいりますとともに、本年度はお盆ですが、県外から帰省される方が多くなる、そういう時期に新聞広報等も打ってみたらというふうに考えているところでございます。

なお、他県におきましても寄附の獲得に向けまして取り組みが既に始まっております。今後、全国的な動きも見ながらどういうPR手法が効果的であるのか、そういった点についても検討してまいりたいと考えております。

それから、2点目でございます。寄附金の受け入れ方式について御質問がございました。

議員の御質問にございましたように、鹿児島県では県で一括して寄附金を受け入れまして、その一定分を市町村に配分するという方式をとっております。この方式でございますが、県と市町村が寄附金の獲得をめぐるまして競合するということ避けまして、県全体のイメージアップにつなげると、そういった効果もございます。それ以外に、議員御指摘のとおり、県内在住の方が県内の市町村間で寄附をされた場合、県民税が減収になるわけでございますが、それが回避をされると、そういった県のほうにとりまして税収減を防ぐという効果もございます。したがって、そういう面では一つの有効な手法ではないかと考えております。

ただ、この方式をとる場合には、御寄附いただいた方の思いを十分に酌み取ることができるのかどうか、あるいは県と市町村との配分の仕方はどうするのか、そういった多くの課題もあると思っております。まずはこうした点について十分に検討していく必要があるのではないかとというのが現時点の考え方でございます。

現在は県、市町村それぞれ寄附を呼びかけをいたしております。県内の市町村、これも先ほど知事からございましたいろいろ特色のあるPRを行っております。効果を上げておられる市町村もございます。県といたしましては、ふるさと納税の本来の趣旨でございます、県外に在住されている方に広く呼びかけるということを基本のスタンスといたしまして、今後市町村と連携いたしましてさらに積極的にPRに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(森山健一) 錦織環境生活部長。

〔錦織環境生活部長登壇〕

○環境生活部長(錦織厚雄) 私から、しまねCO2ダイエット作戦についての御質問にお答えをいたします。

まず、目的及び協賛店の役割並びに協賛店を設けることによる県民に期待する取り組みの内容についてでございます。

この事業は、省エネルギーや3Rなどの環境に配慮した行動を企業、団体、行政など県全体で応援して、地球温暖化防止と循環型社会づくりに向けて機運を盛り上げて、実践活動につなげるために行うものでございます。企業の方々からの意見も参考にしながら、協賛店舗が取り組みやすい事業として構築したものでございます。

協賛店においては、県民がCO2の排出削減につながる環境配慮行動をされた場合に、協賛店でできる範囲のサービスを提供するとともに、ポスター及びステッカーを店舗に掲示していただきます。また、協賛店舗の取り組みを県のホームページ、PR冊子、ラジオ、新聞等で積極的に紹介することとしており、県民がより一層環境に配慮した行動をすることによりまして、CO2の排出削減につながることを期待しております。

次に、現在の協賛店の応募状況と目標数についてでございます。

6月末現在で250余りの店舗から申し込みをいただいております。業種別では、スーパーマーケット、電器店、金融機関など多岐にわたっておりまして、サービス内容といたしましては、スーパーマーケットなどでのレジ袋を断られた場合にカードによるポイントを進呈する、これが最も多く、金融機関ではエコ住宅の建築購入、エコカーの購入の場合にローンの金利を優遇するという内容でございます。ほかにはマイばしを持参された場合に食後にデザートを提供するとか、省エネ電気製品を購入された場合に割引をするといったものもございます。8月1日のサービス開始時におきましては、300店舗以上の登録を目指しております。

次に、県民の意識を高めるための今後のPR方法でございますが、テレビ、ラジオ、新聞で広報するとともに、登録店舗のサービス内容などを記載いたしましたパンフレットを配布いたします。そのほか、県のホームページに掲載したり、ポスターを掲示することとしております。

また、これにあわせてエコポイント制の導入をしたらどうかという御質問でございますが、まずエコポイント制度とは、地球温暖化対策型の商品やサービスを購入する際などに共通のポイントを付与し、たまったポイントで別の商店においても商品やサービスとの交換などができる制度でございます。島根CO2ダイエット作戦では、県民が環境に配慮した行動をした場合に協賛店舗が独自のサービスを提供するものでございまして、エコポイント制度とは異なるものでございます。

国においては、全国規模で普及可能なシステムの構築を目指して、今年度からエコポイント等環境行動促進モデル事業を開始されたところでございまして、その効果についても国において検証されることとなっております。その結果やこの事業の実施状況等も踏まえまして、エコポイント制度についても検討してまいります。以上でございます。

○議長(森山健一) 山根健康福祉部長。

〔山根健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長(山根成二) まず、弗化物洗口についてお答えを申し上げます。

県では、平成10年度に8020推進10カ年戦略構想を策定いたしまして、早急に取り組むべき事業を緊急5カ年事業として打ち出し、その事業の中に子供の虫歯予防対策として弗化物洗口を掲げ、11年度から取り組んでまいりました。当時は、弗化物洗口は県内でほとんど取り組まれていなかったために、まず歯科医師会などの御協力を得まして、これに携わる関係職員を対象にして研修から始めたところでございます。また、保健所単位に重点市町村を設けて保育所や小学校を中心にモデル的な取り組みを進め、周辺市町村への普及を図ってまいりました。

その結果といたしましては、12歳児の1人平均の虫歯本数でございますが、平成9年度は3.2本でございましたが、平成18年度は1.7本へと大きく改善しております。これは議員の御指摘にございましたこれまで取り組んでまいりました歯磨き指導や食習慣改善に加えまして、弗化物洗口も改善の要因になったのではないかと考えております。

しかしながら、全体として普及はまだ十分とは言えないと考えております。今後も弗化物洗口を歯科医師会や保育所、学校などの関係者と一緒になって推進をしてまいりたいと考えております。

次に、各市町村国保の健診の自己負担等について御質問がございました。

特定健診の自己負担につきましては、この6月に調査をしております。その結果、2つの市において無料化がなされております。その他の市町村では、医療機関で実施いたします個別健診方式においては大体800円から2,500円ぐらい、それから日時と場所を決めて実施する集団健診方式におきましては500円から1,300円ぐらいの自己負担額となっております。

市町村国保の健診の実施状況についてでございますが、すべての市町村におきまして実施計画を策定され、健診の実施方法や単価を決定して、健診委託先との契約も終了しております。また、加入者の周知や受診券の発行、関係機関等の健診データの取り扱いなどの実施体制を整えたところでございまして、具体的な開始の時期はまちまちでございますが、6月には既に7割の市町村でスタートを切ったというふうに承知しております。以上でございます。

○議長(森山健一) 藤原教育長。

[藤原教育長登壇]

○教育長(藤原義光) まず、弗化物洗口の実施状況でございます。

この3月の調査によりますと、県内15の市と町で行われておりまして、保育所では47園、幼稚園4園、小学校が81校、中学校が14校となっております。町村で見ますと津和野町

が小学校、中学校で 100%、邑南町が保育所と小学校で 100%、中学校で3校のうち2校というのがパーセントといいますか、積極的に取り組んでいるところでございます。小中学校の児童生徒の割合で見ますと、小学校では児童の 19%に当たります 7,400 人、中学校では 7%に当たります 1,500 人という状況になっております。

児童生徒の虫歯の予防については、まず生活習慣として歯磨きを徹底するよというのが指導の第一義的には行っております。

学校の弗化物洗口につきましては幾つかの課題がございまして、1つは弗化ナトリウムは劇薬であり、その取扱いは学校歯科医か薬剤師が行わなければならないというふうになっておる、2つ目は希釈した弗化ナトリウム液 10 ミリリットルを口の中に含みまして、液が歯の表面に行き渡るように約1分間、軽くほおを動かしながら液を飲まずに捨てるという点が2つ目、その後 30 分は飲食とかうがいができないというのが3つ目でございます。こうしたことで、児童生徒や教員に時間的な負担がかかるというのが4つ目というふうなことが、広く普及に至っていない要因でないかと思っております。

この弗化物洗口の推進につきましては、県内の各保育所単位、先ほど健康福祉部長からありましたような歯科保健連絡調整会議などを通じまして、市町村の関係部局や学校の保健担当者に情報提供、普及啓発に取り組んでおりますが、まずこのような諸課題というふうなことの整理が必要じゃないかなと思っております。

次に、特別支援学校における弗化物洗口についてであります。特別支援学校個々の児童生徒の状態に応じた歯磨き指導が現在個別指導で行っております。この弗化物洗口につきましては、先ほど申し上げましたような課題に加えまして、身体的な事情とか、あるいは理解度等によりまして、全児童を対象にすることというのはなかなか困難な面もあろうと思っております。関係者とともに諸課題の整理をしていく必要があると思っております。

続いて、食育と生活習慣の確立を今後どのように取り組むかという点でございます。

生活習慣や食生活が健全に営まれていくということは、子供たちの知徳体の調和のとれた成長の基盤となるということであります。本年3月改定いたしましたしまね教育ビジョン 21 でも、こうした考え方に基きまして望ましい生活習慣の確立や食育の充実というのを掲げておりました。子供の心と体が健やかに育つためのバランスのとれた食事、十分な睡眠と休養、適度な運動を生活習慣として定着させていくということの、県民全体としての運動としての取り組みを行うということにいたしております。その中でも食育は日本の食文化や食事情、自然の恵みとか食べ物をつくる人への感謝の気持ちなど、食とその生産について総合的に学ぶ機会となると思っております。また、朝食をとることによって体温や血糖値が上がり、脳が活性化されるということが科学的にも検証されておりました。朝御飯を食べるということは、学力向上のためにも必要なことだろうと考えております。

こうした食育についての理解をわかりやすくするためには、すこやかしまねっこの頭文字からスローガンをつくるなど工夫をいたしました食の学習ノートを使いまして、総合的な学習の

時間などで学習を行っております。今後もさまざまな機会をとらえまして、こうした食の学習を広げて、あるいは深めていくことが必要だと思っています。

次に、来年6月本県で開催が決定しました第4回の食育推進の全国大会の取り組みであります。県で関係いたしますのは健康福祉部、農林水産部、そして私どもの教育委員会の3部でございます。この3部が共管で取り組みまして、すべての島根県民が食べる知恵を身につける、先ほど述べました食育の意義への理解を深める絶好の機会にしていきたいというふうに思います。

御提案のありました、とりわけ児童生徒とその親世代にとっても有益な大会となることを目指していきたいと思っています。大会の日程は土曜日、日曜日に当たっておりまして、学校としての参加というのはなかなか難しいと思っておりますが、できるだけたくさんの親子が参加できるような、そういう内容について工夫あるいは検討していきたいと考えております。以上でございます。